12月議会報告

2022年1月号

香芝民報

日本共産党香芝市委員会
連絡先　中井政友 090-3869-9204
青木恒子 090-5123-4333

青木議員の発言に出された懲罰動議?!

侮辱(ぶじょく)でも誹謗中傷(ひぼうちゅうしょう)等でもないのに懲罰(ちょうばつ)動議

福祉教育委員会での審議。付託案件の議第57号国民健康保険財政調整基金条例の改正についての議論がありました。今年度、国保世帯にひとり1万円給付されたことに他の議員からバラまきではないか批判が続出しました。

これに対して青木議員は以下の内容の発言をしました。

「基金の活用で市民の方から助かったとの声を聞いている。困っている市民の方と窓口に行かせてもらうと、窓口の方も本当に市民の暮らしが大変になってきていると思うとのこと。低所得者が圧倒的に多く、ワーキングプアのシングルマザーの実態では一日千円で生活をしている方もいる。コロナ禍で仕事をなくす中、命綱のような1万円だと思う。行政はそういう人を支える立場。大きな成果があったと思う」

この付託案件の質疑の最後で議長から次の発言がありました。

「以前、議員が窓口に行ってかなりの圧力をかけたという問題があった。国保や生保等に関して議員が同行することは政治倫理条例で禁止されている。理事者（市の管理職）の義務として、もし来たときはお断りする。それでも帰らないときは書面等を残して議会に報告してほしい。議員におかれましては状況によっては政治倫理審査会の方に調査の依頼を申し上げなければいけないことになる」

これに対して青木議員から「条例の何条にかかれているのか」「窓口に行くことによって圧力をかけるとはもう議員としてもってのほか。一律に来たらちゃんと報告しろというのは議員に対する圧力だというふうに感じた。私の気分はそうです。それがある意味パワハラのように聞こえたから言ってるだけです」

えっ!! 委員会の秩序を乱す行為・・・? 侮辱または名誉棄損とも思える発言・・・?

ところが、閉会日の本会議で青木議員に対する懲罰動議が河杉、下村、上田井、芦高、眞鍋の各議員から出されました。

懲罰動議の内容は委員会では議長または委員に質疑や意見は認めていないのに意見をしたことで委員会に混乱を招いたこと。

「パワハラのように聞こえた」という発言は侮辱または名誉棄損とも思える発言である、とのことです。

「パワハラのように聞こえた」というのは内心を表現しただけのこと

香芝市議会基本条例第15条には議員は議会の機能を発揮するため、委員会等において、議員間の討議により、市政の課題の論点及び課題を明らかにするように努めるものとするとあります。また、委員会の秩序を乱し、または会議を妨害するものがあるときは、委員は委員長の注意を喚起することができるとあります。今回そうしたやり取りはありませんでした。

「議員に対して圧力だというふうに感じた、パワハラのように聞こえた」との発言が相手に対しての侮辱・名誉棄損にあたるとのことですが、本当にそうなのでしょうか。

青木議員が感じたこと、内心を表現しただけですし、決して、決めつけて言ったわけでもありません。

ほとんどの市では窓口に同席しているという事実

奈良県の「生活と健康を守る会」事務局の方のお話では奈良県のどの市でも、困っている市民の方と議員が窓口に同席しており、同席できないのは、香芝市だけだと言われました。他市では議員活動の基本だそうです。皆さんどう思われますか？

新人議員であり、勉強不足で至らないところがあることは自覚しています。残念ながら、今回不用意な発言と思われたことに対して、今後の教訓にしていきたいと思います。

今後も調査や学習をさらに深め、困っている市民の方に寄り添いながら、精一杯議員として頑張っていく決意です。

青木つね子より